

令和2年度

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

～さらなる輸送の安全に向けて～



令和3年6月

川崎市交通局

はじめに

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）において、運送事業者は「輸送の安全が最も重要であることを自覚」するとされています。また、国の指針に基づく運輸安全マネジメントにより、経営トップから現場まで一体となって輸送安全性の向上に取り組むことが義務付けられています。

これらを受け、川崎市バスでは、平成 18 年 10 月に川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程を定め、その着実な推進により、安全な輸送サービスの確保に取り組んでいます。

本書は、市バスの輸送の安全に関する基本方針、令和 2 年度に実施した輸送の安全に関する事項、令和 3 年度の目標と取組等の情報についてとりまとめたもので、道路運送法及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）に基づき、公表するものです。



市バスイメージキャラクター
「かわさきノルフィン」

目次

I 運輸安全マネジメントに関する体制 ······ 1

- 1 安全管理規程
- 2 輸送の安全に関する基本的な方針
- 3 輸送の安全に関する重点施策
- 4 輸送の安全に関する目標
- 5 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- 6 事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統
- 7 安全統括管理者

II 令和2年度の輸送の安全に関する事項 ······ 3

- 1 令和2年度の目標
- 2 令和2年度の取組
- 3 令和2年度の結果
- 4 令和2年度の総括

III 令和3年度の輸送の安全に関する事項 ······ 11

- 1 令和3年度の目標
- 2 令和3年度の取組

参考資料 ······ 17

- 1 川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程
 - 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
 - 3 事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統
 - 4 一般貸切旅客自動車運送事業に係る安全情報について
-

I 運輸安全マネジメントに関する体制

1 安全管理規程

川崎市バスでは、道路運送法第 22 条の 2 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とした川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程（以下「安全管理規程」といいます。）を制定しています。
(17 ページ「参考資料 1」参照)

2 輸送の安全に関する基本的な方針

安全管理規程第 4 条の規定に基づき、市バス事業における輸送の安全に関する基本的な方針として、川崎市交通局安全方針（以下「安全方針」といいます。）を次のとおり定めています。

川崎市交通局安全方針

私たちは、どなたにも安心してご利用いただける市バスをめざして、
次のこと取り組みます。

- 1 安全最優先を徹底します。
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります。
- 3 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。
- 4 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。

平成 23 年 6 月 9 日最終改正

3 輸送の安全に関する重点施策

「安全方針」に基づき、輸送の安全に関する重点施策を次のとおり定めています。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

4 輸送の安全に関する目標

安全方針に基づき、事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定することとしています。

5 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全を確保するための組織として、経営トップ、安全統括管理者、輸送安全推進責任者、輸送安全推進員等を構成員とした「川崎市バス輸送安全対策推進組織」を定めています。 (21 ページ「参考資料 2」参照)

6 事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）第 2 条に定める重大事故や災害等が発生した場合の速やかな伝達のため「事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統」を定めています。 (22 ページ「参考資料 3」参照)

7 安全統括管理者

運行管理業務を統括管理し、輸送の安全を確保するため、道路運送法第 22 条の 2 第 4 項の規定に基づき、安全統括管理者を選任しています。

II 令和2年度の輸送の安全に関する事項

1 令和2年度の目標

輸送の安全の確保に向けた具体的な指標として、令和2年度は、走行距離10万km当たりの有責事故発生件数0.28件以下を目標とし、重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止を「重点取組事項」として設定するとともに、令和元年度の結果において発生事故の多くを占める「静止物接触事故」及び「車内人身事故」について「形態別目標」を設定したうえで、取組を推進しました。

〔設定目標〕

【有責事故発生件数に関する目標】

走行距離10万km当たりの有責事故発生件数 0.28件以下

【重点取組事項】

重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止

【形態別目標】

静止物接触事故 7件以下

車内人身事故 5件以下

2 令和2年度の取組

(1) 安全最優先の徹底

①「安全方針」の周知徹底

- ・川崎市交通局安全方針の全職場での掲示
- ・研修等における説明、唱和等、あらゆる機会を通じて全職員に周知徹底

②コンプライアンス（法令遵守）の徹底

- ・酒気帯び出勤防止、シートベルト装着等の法令遵守について、点呼執行、研修、営業所掲示等、あらゆる機会を通じて全職員に徹底
- ・添乗観察、街頭指導等による運転手の法令遵守状況の確認・指導
- ・事故等の惹起者に対する個別指導教育による再発防止の徹底

(2) 事故防止対策の実施

①「重点取組事項・形態別目標」に基づく重点的対策の実施

- ・「自転車関係事故」の防止対策として、原則として自転車には追従すること、自転車の危険な行動を予測すること等について、研修及び点呼において周知・指導
- ・「静止物接触事故」の防止対策として、主要バスター・ミナル等における街頭指導、早朝点呼立会いによる安全指導、「静止物接触事故防止」をテーマに設定した運転手グループワーク研修を実施
- ・「車内人身事故」の防止対策として、着座・つかまり確認の徹底、注意喚起の車内アナウンスの活用、高齢のお客様への配慮について指導
- ・自転車の追越し・追抜かれ体験、死角・内輪差体験、強めの制動や発車時・停車時の反動体験等、それぞれの事故防止目標に応じた体験型の運転手実技研修を実施

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

②添乗観察の実施

- ・民間委託と局職員による添乗観察を組み合わせて実施し、その結果に基づく個別指導を実施

実施内容	実施回数
民間委託による添乗観察	延べ 718 回（委託営業所を含む全運転手 1 回以上）
職員による添乗観察	延べ 202 回

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、民間委託による添乗観察の計画を変更（全運転手 2 回→ 1 回以上）

※民間委託による添乗観察の回数減については、職員による添乗観察により一部補完

③適性診断の実施

- ・一般適性診断、初任診断等を実施し、診断結果に基づく個別指導を実施

実施内容	対象者	実施頻度	実施人数
一般適性診断	全運転手	3 年ごと	107 人
初任診断	新規採用運転手	採用時	23 人
適齢診断	65 歳以上の運転手	3 年ごと	6 人
特定診断	特定運転手※	—	0 人

※死者又は重傷者を生じた交通事故を惹起した運転手及び軽症者を生じた交通事故を惹起し、かつ、当該事故前の 3 年間に交通事故を惹起したことがある運転手

④運転手への個別指導教育の実施

- ・本局研修センターにおいて、事故、運行ミス、苦情惹起者、添乗観察成績不良者その他の営業所長が必要と認める者に対する個別指導教育を実施
- ・個別指導教育実施後のフォローアップを強化し、指導教育の効果が定着するまで添乗観察を継続

実施内容	対象者	実施回数
安全運転指導教育	事故惹起者等	26 回
特別指導教育	運行ミス惹起者	7 回
特別指導教育	苦情惹起者	6 回
接遇指導教育	添乗観察成績不良者等	3 回

※指導内容に応じて、運転訓練車を活用して計測したデータに基づく指導教育を実施

⑤危機管理対応

- ・重大事故通報訓練の実施（本局、塩浜・鷺ヶ峰・菅生営業所が参加）
- ・川崎駅（東口、西口、ラゾーナ広場）におけるテロ対策巡回の実施（177 回）
- ・EDSS（ドライバー異常時対応システム）の導入（11 両）

⑥情報共有の推進

- ・「有責事故発生件数に関する目標」、「重点取組事項」、「形態別目標」等について、研修資料として配付、営業所での掲示等により周知徹底
- ・事故発生時に、事故速報を全営業所で共有
- ・ヒヤリ・ハットマップを更新し、営業所に掲示
- ・事故、ヒヤリ・ハットに関するドライブレコーダー映像を活用した研修等の実施
- ・職長運転手を中心とした運転手グループによる「職長会議」、「職長伝達」を活用し、運転手への情報伝達や意見収集を実施

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

⑦交通安全運動等の実施

- ・事故防止に向け、運転手の安全意識の向上を図るため、警察等の関係機関と連携した交通安全運動等を実施するとともに、交通局独自の「無事故運動」を年2回実施

実施運動名（連携団体等）	実施時期
春の全国交通安全運動（警察・国土交通省）	4月15日～4月24日
6月無事故運動（川崎市交通局独自）	6月1日～6月10日
事業用自動車事故防止コンクール（神奈川県バス協会）	6月1日～8月31日
バス車内事故防止キャンペーン（神奈川県バス協会）	7月1日～7月31日
夏の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）	7月11日～7月20日
秋の全国交通安全運動（警察・国土交通省）	9月21日～9月30日
年末の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）	12月1日～12月31日
年末年始自動車輸送安全総点検（国土交通省）	12月10日～1月10日
2月無事故運動（川崎市交通局独自）	2月1日～2月10日

⑧営業所の地域特性に応じた取組

- ・営業所事故防止委員会を中心として、無事故運動等に合わせて、各営業所で地域特性に応じた事故防止対策を実施

⑨啓発活動の実施

- ・交通安全に関する子供向け啓発用パンフレットを市内小学校へ配布
- ・交通安全に関する高齢者向け啓発用DVDを各区老人福祉センターへ配布
- ・車内事故防止啓発用ポケットティッシュを営業所に来所した高齢者に配布

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、交通安全教室及び車内事故防止啓発のための「ひと声運動」並びに啓発用ポケットティッシュの街頭配布は中止

（3）運行管理の徹底

①点呼の厳正実施

- ・点呼の適正実施など、運行管理者の業務スキルの向上を目的とした研修を実施
- ・厳正な点呼執行を確保するため、交通安全運動期間等において安全統括管理者、局管理職、安全・サービス課職員による早朝点呼等の立会いを実施

②輸送の安全に関する情報伝達

- ・全営業所の点呼場周辺に設置している大型液晶モニター電子掲示板（デジタルサイネージ）に、ヒヤリ・ハット映像等の輸送の安全に関する情報を掲出

（4）運行ミスに関する取組

①基本動作の徹底等

- ・「基本動作の習慣化」や「発生の多い指定交差点での行き先アナウンス」など、運行ミス防止対策について、研修での周知・徹底
- ・毎月、営業所ごとに運行ミス防止強化日を設定し、点呼での注意喚起等を実施
- ・運行ミス防止運動を実施（2月）し、運行中の全車両に対し、非常時連絡用無線機を活用して運行ミス防止に関する注意喚起の一斉送信等を実施

※「基本動作」：車内放送・運行表・行先表示の確認

「指定交差点」（河原町交差点や犬藏交差点等）：経路誤りが発生しやすい交差点（市内19カ所）

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

②添乗観察による指導

- ・運行ミス防止対策やアナウンスの徹底について、添乗観察による確認・指導

③再発防止の取組

- ・発生事案について全営業所で掲示し、情報共有するとともに、点呼での注意喚起を実施
- ・発生箇所における、営業所長等による街頭指導の実施

(5) 運転手等の人材育成の推進と組織の活性化

①輸送の安全に関する研修の実施

ア 運転手研修

- ・全運転手を対象とした営業所研修のほか、運転手のキャリアに応じた階層別研修、外部講師による派遣研修を実施

研修名		対象者／受講人数		実施時期
営業所研修	法令講習会（春・秋）	全運転手	—	—
	事故防止研修		6月、1～3月	6月、1～3月
	非常用具・車椅子等取扱講習		12月、3月	12月、3月
	運転手グループワーク研修		12～2月	12～2月
階層別研修	運転手定期研修	正規職員運転手（5年周期毎）	—	—
	新規採用者等研修	新規採用運転手	23人	採用時
	新任職長研修	職長運転手（昇任時）	—	—
派遣研修	市民救命士研修	新規採用運転手	22人	採用時
	エコドライブ指導者研修	職長運転手	—	—
	運転手実技研修	採用5年目運転手、職長運転手（昇任時）等	10人	10、11月

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部研修について実施を見送り

イ 運行管理者等研修

- ・専門知識を要する運行管理者の計画的な育成や、職員の安全意識の向上を目的とした研修の実施

研修名		対象者／受講人数		実施時期
階層別研修	運行管理者研修（初任、一般、上級）	営業所事務職（経験1,3,5年目）	3人	3月（初任のみ）
	交通局初任者研修	交通局異動初年度職員	10人	4月、10月
派遣研修	運行管理者基礎講習	営業所新任の事務職員等	4人	分散実施
	運行管理者一般講習	営業所事務職員（隔年受講）	18人	分散実施
	運行管理者指導研修	営業所事務職員	—	—
	適性診断活用講座	営業所事務職員	3人	10月
	運輸安全マネジメント講習	本局担当職員	6人	2月

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部研修について実施を見送り

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

②職員のモチベーションの向上

- ・無事故表彰（営業所）の実施

上平間営業所（100日）、井田営業所（100日）、鷺ヶ峰営業所（100日）

菅生営業所（1年、400日、100日）

- ・無事故表彰（個人）の実施

30年表彰：3人、25年表彰：6人、20年表彰：14人、10年表彰：1人

- ・職員表彰の実施

安全等に係る模範的な取組の表彰

市長表彰：0人、局長表彰：2人、所属長表彰：6人

- ・表彰受賞歴等をバス車内名刺へ掲出

- ・標語コンクールの実施

事故防止や接遇サービスの意識向上を図るため、「標語コンクール」を実施

テーマ	被表彰者
エコドライブ	5人
静止物接触事故防止	5人

- ・神奈川県バス協会標語コンクールへの応募

テーマ	被表彰者
エコドライブ	2人

※運転技能コンクール及び運転手接遇コンクールについては、新型コロナウィルス感染症拡大の影響により中止

③職員の健康管理

- ・定期健康診断の実施（全職員）
- ・S A S（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査の実施（148人）
- ・運転中の脳血管疾患の予防、早期発見等のための脳健診を実施（48人）
- ・運転中の心筋梗塞の予防、早期発見等のための心臓血管・大血管疾患対策検査を実施（18人）
- ・産業医及び保健相談員による保健指導を実施
- ・インフルエンザ予防接種の助成を実施

（6）災害時等への対応

①災害時等に備えた取組の推進

- ・市バスナビ等の情報配信や、電話対応などの訓練を実施
- ・台風時等の対応内容確認訓練を実施
- ・訓練結果を踏まえ、「川崎市交通局危機管理対応マニュアル」の見直しを実施

②バス非常時連絡体制の確保

- ・災害時等に、非常時連絡用無線機を活用して、運行指示や運行に係る情報を収集

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

③新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施

- ・全職員の手洗い、うがい、アルコール消毒の実施
- ・全職員の業務中のマスクの着用の徹底
- ・出勤前の検温等の健康確認の徹底
- ・つり革、手すり、降車合図ボタン等の消毒
- ・換気扇の使用や、走行時の窓開け（雨天時を除く。）などによるバス車内の換気
- ・運転席周辺、各営業所乗車券発売窓口、乗車券発売所等へのアクリル板又はビニールカーテンの設置
- ・運転席の横及び後方の座席の使用制限（一部路線のラッシュ時間帯を除く。）
- ・「新しい生活様式」への協力について、車内ポスターを掲出
- ・感染症拡大防止対策への協力について、車内ポスターの掲出及び車内放送の実施

（7）運輸安全マネジメントの着実な推進

①マネジメントレビューの実施

- ・取組の進捗管理と継続的改善のためのマネジメントレビュー（輸送安全委員会）を実施
(年4回)

②情報共有の推進

- ・輸送の安全に関する情報の共有を図るため、安全統括管理者と営業所職員代表との意見交換会を実施（11月に塩浜営業所のみ）
- ・職員提案制度や運転手グループワーク研修を活用した意見収集の実施

③内部監査の実施

- ・安全に係る取組について、菅生営業所（2月）及び交通局長（3月）を対象とした内部監査を実施

④貸切バス評価認定

- ・令和元年12月26日に受けた日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」における二ツ星評価を継続
- ・旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項に基づき、貸切バス事業について適切に情報を公表

（8）輸送の安全に関する実績額

- ・輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に実施

区分	費用
車両・車載器に関する購入・修繕費	650,612千円
運行管理に関する費用	96,469千円
適性診断・研修に関する費用	9,157千円
健康診断に関する費用	11,041千円
合計	767,279千円

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

3 令和2年度の結果

(1) 有責事故発生件数に関する目標及び発生件数

	目標	発生件数
走行距離 10万km当たりの有責事故発生件数	0.28件以下	0.40件

【走行距離 10万km当たりの有責事故発生件数の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
車両数	344両	346両	349両	348両	337両
総走行距離	13,017千km	13,076千km	13,093千km	12,883千km	12,352千km
有責事故件数 (責任割合1%以上)	49件	50件	36件	36件	50件
走行距離 10万km当たりの有責 事故件数	川崎市	0.38件	0.38件	0.28件	0.28件
	大都市公営 事業者平均	0.71件	0.69件	0.77件	0.65件
					—

※走行距離 10万km当たりの事故発生件数 事故発生件数÷総走行距離×10万km

(2) 重点取組事項及び発生件数

重点取組事項	発生件数
重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止	2件

(3) 形態別目標及び発生件数

	目標	発生件数
静止物接触事故	7件以下	26件
車内人身事故	5件以下	7件

【事故件数の推移】

(単位：件)

事故種別	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	全体 件数	有責 事故	構成比 (有責)												
静止物接触	15	15	30.6%	16	16	32.0%	17	17	47.2%	17	17	47.2%	26	26	52.0%
車内人身	10	8	16.3%	23	16	32.0%	8	6	16.7%	14	10	27.8%	9	7	14.0%
自転車関係	6	5	10.2%	6	5	10.0%	4	2	5.5%	4	3	8.3%	2	2	4.0%
通行人接触	0	0	0.0%	1	1	2.0%	0	0	0.0%	2	2	5.6%	3	2	4.0%
車両接触	54	21	42.9%	46	12	24.0%	36	10	27.8%	43	3	8.3%	32	12	24.0%
その他	3	0	0.0%	3	0	0.0%	1	1	2.8%	1	1	2.8%	1	1	2.0%
合計	88	49	100.0%	92	50	100.0%	66	36	100.0%	81	36	100.0%	73	50	100.0%

(4) 運行ミスの発生件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
運行ミス発生件数	18件	20件	18件	17件	11件

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

(5) 自動車事故報告規則第2条に基づく国土交通省への報告

①事故報告件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事故報告件数	7件	3件	3件	0件	0件
内有責事故件数（責任割合1%以上）	7件	2件	2件	0件	0件

②車両路上故障報告件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
路上故障	28件	27件	27件	22件	28件

※根拠規定　自動車事故報告規則第2条第11号：自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

[内訳]

故障箇所	件数	故障箇所	件数	故障箇所	件数	故障箇所	件数
シャン補助	10件	原動機	4件	制動装置	2件	かじとり装置	1件
動力伝達装置	6件	電気装置	3件	走行装置	1件	ワンマン装置	1件

4 令和2年度の総括

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、研修をはじめとする輸送安全の取組の一部について、実施時期等の変更や実施方法の見直しをせざるを得ない状況となりました。

そのような状況下で、重点取組事項である「自転車関係事故」の防止や、「静止物接触事故」及び「車内人身事故」に係る形態別目標の達成に向けて、添乗観察による指導や、個別指導教育実施後のフォローオン体制の強化など、事故防止の取組を進めてきました。また、感染症拡大リスク等の課題に対応しつつ、点呼時の注意喚起や、デジタルサイネージを活用した輸送の安全に関する情報共有により、運行管理の徹底に取り組むとともに、マネジメントレビューを年4回実施し、取組の進捗管理を図るなど、運輸マネジメントを着実に推進しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い「新しい生活様式」の定着が進む中で、宅配自転車や通勤車両、駐車車両の増といった走行環境の変化などの影響により、「静止物接触事故」及び「車両接触事故」が前年度比で大幅に増加したことから、有責事故発生件数目標及び形態別目標については、いずれも達成することができませんでした。

今後は、添乗観察による指導や、事故防止のための啓発活動などの取組を継続しながら、走行環境の変化に対応するための研修を実施するとともに、研修や指導の効果を高めるための新たな手法や、職長運転手の活用、効果的な点呼の実施方法などについて検討し、事故防止に向けた運転手・運行管理者の技能と意識の向上を図ってまいります。

また、運行ミスについては、発生件数が過去最少となり、これまでの取組の成果が徐々に表れてきていると考えられることから、今後は、経路誤り防止対策プロジェクトミーティングを活用し、各営業所との情報交換や、これまでの取組の強化などを行ってまいります。

III 令和3年度の輸送の安全に関する事項

安全な輸送サービスの提供を第一の使命とし、お客様に信頼して御利用いただける市バスを目指していることから、輸送の安全に関する取組については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や、市バスの経営状況を考慮しつつ、最大限実施していくかなければならないものと考えます。

中でも事故防止に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う走行環境の変化などの影響により、事故の発生件数が大幅に増加していることから、宅配自転車や通勤車両、駐車車両の増といった走行環境の変化に対応することが、喫緊の課題であると認識しています。

そのため、添乗観察による指導や、点呼時の注意喚起などの取組を継続するとともに、走行環境の変化に対応し、自転車や駐車車両などとの事故を防止するための「運転手実技研修」を拡大実施します。

また、ドライブレコーダーのデジタルタコグラフ機能を活用して運転データを収集・分析し、運転手への指導の効果や、研修の質を高めるとともに、職長運転手による運転手への指導や、点呼時における効果的な注意喚起の実施といった、新たな事故防止の取組を探り入れたいと考えています。

運行ミスについては、令和2年度の発生件数が過去最少となったことから、車内放送・運行表・行先表示の確認といった基本動作の習慣化や、経路誤りが発生しやすい交差点手前でのアナウンスの徹底を継続するとともに、経路誤り防止対策プロジェクトミーティングを活用し、各営業所との情報交換を踏まえながら、「経路誤り発生時対応訓練」の実施などに取り組んでいきます。

今後とも、全職員が一体となって、川崎市交通安全方針に掲げる「安全最優先」を徹底し、運輸安全マネジメントを着実に推進するとともに、市民やお客様へ質の高いサービスを提供するよう努めてまいります。

1 令和3年度の目標

輸送の安全に関する目標としては、有責事故発生件数を具体的な指標として設定していますが、令和2年度は当該目標を達成することができなかったことを踏まえ、引き続き、走行距離 10 万 km当たりの発生件数「0.28 件以下」を目標とします。

重点取組事項については、重大事故につながりかねないことや、感染症拡大に伴う宅配自転車等の増加を踏まえ、引き続き「自転車関係事故」の防止を設定します。

また、形態別目標としては、令和2年度に目標を達成できなかったことや、運転手の確認の徹底により防ぐことができる事故であることを踏まえ、引き続き「静止物接触事故」と「車内人身事故」を設定します。

〔設 定 目 標〕

【有責事故発生件数に関する目標】

走行距離 10 万 km 当たりの有責事故発生件数 0.28 件以下

【重点取組事項】

重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止

【形態別目標】

静止物接触事故 7 件以下

車内人身事故 5 件以下

2 令和3年度の取組

(1) 安全最優先の徹底

- ・安全管理の基本となる川崎市交通局安全方針や、コンプライアンス（法令遵守）について、経営トップである交通局長や安全統括管理者等による主体的な取組の下、引き続き全職員で徹底

(2) 事故防止対策の実施

①「重点取組事項・形態別目標」に基づく重点的対策の実施

ア 「自転車関係事故」の防止

(ア) 運転手による対策

- ・原則として、自転車には追従
- ・やむを得ない自転車追越し時における安全確保の徹底
- ・自転車の危険な行動を予測する運転の実施

(イ) 予防的対策

- ・主要駅の自転車駐輪場への注意看板の設置
- ・区役所、学校等と連携した交通安全教室の開催
- ・警察、地域と連携した交通安全運動の実施

イ 「静止物接触事故」の防止

(ア) 運転手による対策

- ・バスターミナル内での気の緩み、慣れ、慢心の排除
- ・停留所進入時の周辺状況の見極めと速度抑制の徹底
- ・危険察知時の一旦停止による確実な安全確保
- ・信号待ちや乗降扱い時のパーキングブレーキ使用の徹底

(イ) 予防的対策

- ・主要バスターミナル等における街頭指導
- ・道路走行環境の改善に向けた関係機関への要請

ウ 「車内人身事故」の防止

(ア) 運転手による対策

- ・着座・つかまり確認の徹底
- ・注意喚起の車内アナウンスの積極的な活用
- ・高齢のお客様等への十分な配慮

(イ) 予防的対策

- ・車内事故防止啓発用ポケットティッシュを営業所や駅頭などにおいて配布

エ 運転手実技研修の実施

自転車の追越し・追抜かれ体験、死角・内輪差体験、強めの制動や発車時・停車時の反動体験等、それぞれの事故防止目標に応じた体験型の運転手実技研修の対象者を拡大して実施

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

②添乗観察の実施

- ・運転手の安全な運転操作や事故防止対策の実施状況を確認するため、全運転手を対象とした添乗観察を計画的に実施
- ・民間委託と局職員による添乗観察を組み合わせて実施し、その結果に基づく個別指導を実施

③適性診断の実施

- ・全運転手を対象とした一般適性診断（3年に1回程度実施）、新規採用運転手を対象とした初任診断等を継続して実施
- ・診断結果を踏まえ、運転者の弱点やくせを理解させ、安全運転に活かすための個別指導を実施

④運転手への個別指導教育の実施

- ・事故、運行ミス惹起者等を対象に、再発防止の徹底に向けた個別指導教育を実施
- ・指導内容に応じて、運転訓練車を活用して計測したデータに基づく指導教育を実施
- ・個別指導教育実施後、指導教育の効果の定着を確認するための添乗観察を実施
- ・ドライブレコーダーのデジタルタコグラフ機能を活用して運転データを収集し、速度、回転数や急加速・急減速・急旋回の回数などのデータに基づく運転手指導を実施（試行）

⑤危機管理対応

- ・死亡事故等を想定した重大事故通報訓練を実施
- ・川崎駅バスターミナル等におけるテロ対策巡回を実施
- ・運転手に不測の事態が生じた場合に、お客様の安全を確実に守るためのE D S S（ドライバー異常時対応システム）を新規購入車両に導入

⑥情報共有の推進

- ・「有責事故発生件数に関する目標」、「重点取組事項」、「形態別目標」等について、研修資料として配付、営業所での掲示等により周知徹底
- ・事故発生時に、事故速報を全営業所で共有
- ・ヒヤリ・ハットマップを更新し、営業所に掲示
- ・事故、ヒヤリ・ハットに関するドライブレコーダー映像を活用した研修等の実施
- ・職長運転手を中心とした運転手グループ制による「職長会議」、「職長伝達」を活用し、運転手への情報伝達や意見収集を実施

⑦交通安全運動等の実施

- ・事故防止に向け、運転手の安全意識の向上を図るため、警察等の関係機関と連携した交通安全運動等を実施するとともに、交通局独自の「無事故運動」を年2回実施

実施運動名（連携団体等）
春の全国交通安全運動（警察・国土交通省）
6月無事故運動（川崎市交通局独自）
事業用自動車事故防止コンクール（神奈川県バス協会）
バス車内事故防止キャンペーン（神奈川県バス協会）
夏の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）
秋の全国交通安全運動（警察・国土交通省）
年末の交通事故防止運動（神奈川県交通安全対策協議会）
年末年始自動車輸送安全総点検（国土交通省）
2月無事故運動（川崎市交通局独自）

⑧営業所の地域特性に応じた取組

- ・営業所事故防止委員会等を活用し、地域特性を踏まえた、的確で効果的な事故防止対策を実施

⑨啓発活動の実施

- ・幼稚園、小学校、警察署、区役所等と連携し、市バス車両を使用した交通安全教室を実施
- ・交通安全に関する子供向け啓発用パンフレットを市内小学校へ配布
- ・車内事故防止啓発用ポケットティッシュを営業所や駅頭などにおいて配布

※新型コロナウイルス感染症拡大状況を考慮して実施の可否を判断

(3) 運行管理の徹底

①点呼の厳正実施

- ・点呼の適正実施など、運行管理者の育成・業務スキルの向上を目的とした研修を実施
- ・厳正な点呼執行を確保するため、交通安全運動期間等において安全統括管理者、局管理職、安全・サービス課職員による早朝点呼等の立会いを実施
- ・点呼時における効果的な注意喚起の実施

②輸送の安全に関する情報伝達

- ・全営業所の点呼場周辺に設置している大型液晶モニター電子掲示板（デジタルサイネージ）に、ヒヤリ・ハット映像等の輸送の安全に関する情報を掲出

(4) 運行ミスに関する取組

①基本動作の徹底等

- ・「基本動作の習慣化」や「発生の多い指定交差点での行き先アナウンス」など、運行ミス防止対策について、研修での周知
- ・毎月、営業所ごとに運行ミス防止強化日を設定し、点呼での注意喚起等を実施
- ・運行ミス防止運動を実施し、運行中の全車両に対し、非常時連絡用無線機を活用して運行ミス防止に関する注意喚起の一斉送信等を実施

②添乗観察による指導

- ・運行ミス防止対策やアナウンスの徹底について、添乗観察による確認・指導

③経路誤り防止対策プロジェクトミーティングの実施

- ・各営業所の運行ミス防止対策についての情報交換、協議等
- ・経路誤りが発生しやすい交差点における対策の検討・実施

④運行ミス発生時に備えた取組

- ・運転手及び運行管理者を対象とした経路誤り発生時対応訓練の実施

⑤再発防止の取組

- ・発生事案について全営業所で掲示し、情報共有するとともに、点呼での注意喚起を実施
- ・発生箇所における、営業所長等による街頭指導の実施

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

(5) 運転手等の人材育成の推進と組織の活性化

①輸送の安全に関する研修の実施

- ・運転手や運行管理者を対象とした職員研修を計画的に実施（新型コロナウイルス感染症拡大状況を考慮して実施の可否を判断）

ア 運転手研修

研修名		対象者
営業所研修	事故防止研修	全運転手
	非常用具・車椅子等取扱講習	
	運転手グループワーク研修	
階層別研修	運転手定期研修	正規職員運転手（5年周期毎） ※令和2年度対象者を含む。
	新規採用者等研修	新規採用運転手
	新任職長研修	職長運転手（昇任時）
派遣研修	市民救命士研修	新規採用運転手
	運転手実技研修	採用5年目運転手、職長運転手（昇任時）、 実務経験の浅い運転手（新規）

※令和元年度まで実施していた法令講習会については、事故防止研修の回数を増やすことで補完

※令和元年度まで実施していたエコドライブ指導者研修は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、派遣を見送ることとし、デジタルタコグラフ機能を活用することで補完

イ 運行管理者等研修

研修名		対象者
階層別研修	運行管理者研修（初任、一般、上級）	営業所事務職（経験1、3、5年目）
	交通局初任者研修	交通局異動初年度職員
派遣研修	運行管理者基礎講習	営業所新任の事務職員等
	運行管理者一般講習	営業所事務職員（隔年受講）
	適性診断活用講座	営業所事務職員（3人程度）
	運輸安全マネジメント講習	本局担当職員

※令和元年度まで実施していた運行管理者指導研修は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、派遣を見送ることとし、運行管理者研修で補完

②職員のモチベーションの向上

- ・職員に対する表彰や、受賞歴等のバス車内名刺への掲出
- ・事故防止や接遇サービスの意識向上を図るため、「標語コンクール」を実施
- ・ドライブレコーダーのデジタルタコグラフ機能を活用して収集した運転データの分析による、自己の運転の振り返りを実施（試行）

③職員の健康管理

- ・定期健康診断の実施（全職員）
- ・S A S（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査の実施
- ・運転中の脳血管疾患の予防、早期発見等のための脳健診を実施
- ・運転中の心筋梗塞の予防、早期発見等のための心臓血管・大血管疾患対策検査を実施

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

- ・産業医及び保健相談員による保健指導を実施
- ・インフルエンザ予防接種の助成を実施

④職長運転手の活用

- ・職長運転手による運転手への指導（新規）

（6）災害時等への対応

①災害時等に備えた取組の推進

- ・地震、台風、大雪等の発生を想定した実践的な防災訓練の実施や、必要に応じて「川崎市交通局危機管理対応マニュアル」の見直しを行うなど、災害時に備えた実効性のある取組を推進

②バス非常時連絡体制の確保

- ・災害時等に、非常時連絡用無線機を活用して、運行指示や運行に係る情報を収集

③新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた適切な対策を実施

（7）運輸安全マネジメントの着実な推進

- ・国の指針に基づく「運輸安全マネジメント」を着実に推進し、P D C Aサイクルにより、輸送安全性を継続的に向上

①マネジメントレビューの実施

- ・経営トップによるマネジメントレビュー（輸送安全委員会）を計画的に実施し、安全重点施策に基づく取組の進捗管理や安全管理体制の評価を行うとともに、レビューの結果に基づく見直しや改善を継続して実施

②情報共有の推進

- ・交通局長及び自動車部長と現場代表との意見交換会や、運転手グループワーク研修を活用し、現場からの意見や情報を積極的に収集するなど、情報交換の円滑化を推進

③内部監査の実施

- ・安全管理体制のチェックを継続して行うための内部監査を実施し、監査結果に基づく安全管理体制の改善を実施

④貸切バス評価認定の取組

- ・お客様に安心して市バスを御利用いただけるよう、貸切バス事業者安全性評価認定三ツ星取得に向けた取組を推進
- ・旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項に基づき、貸切バス事業について適切に情報を公表（23・24ページ「参考資料4」参照）

（8）輸送の安全に関する予算等の計画

- ・輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に実施

区分	費用
車両・車載器に関する購入・修繕費	1,025,558千円
運行管理に関する費用	107,421千円
適性診断・研修に関する費用	11,794千円
健康診断に関する費用	19,171千円
合 計	1,163,944千円

川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第22条の2及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の輸送の安全に関する規定並びに「旅客自動車運送に係る安全マネジメントに関する指針」（平成18年国土交通省告示第1087号。以下「運輸安全マネジメント指針」という。）に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、川崎市交通局の一般旅客自動車運送事業（以下「市バス事業」という。）に係る業務活動に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経営トップ

交通局において、経営に関する最高の意思決定を行うとともに、最終的な経営責任を負う交通局長及び川崎市バス事業経営戦略会議（平成18年4月17日設置）の構成員であって、職員に対する指揮及び管理を行うものをいう。

(2) 運輸安全マネジメント

市バス事業の運営において、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を、交通局長から事業に従事する全職員に浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善（Plan Do Check Act）の一連の過程を定め、これを継続的に実施することにより、事業全体の輸送の安全の確保及びその安全性の向上を図る仕組みをいう。

(3) 輸送の安全に関する内部監査

安全統括管理者又は安全統括管理者の指名する実施責任者が、運輸安全マネジメントの適切な実施その他の輸送の安全の確保の状況について確認することをいう。

(4) 関係法令等

旅客自動車運送事業に係る輸送の安全に関する法令（運送法、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等）及び告示並びにこの規程及び関係法令に基づいて交通局長が定めた川崎市交通局運転安全規範（昭和26年訓令第13号）、運行管理規程等を総称して「関係法令等」という。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第4条 交通局長は、市バス事業における輸送の安全に関する基本的な方針を別に定め、市バス事業に従事する全職員に対して周知するものとする。

2 輸送の安全に関する基本的な方針には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、市バス事業において、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全職員に徹底させるとともに、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすこと。
- (2) 運輸安全マネジメントを確実に実施し、全職員が一体となって輸送の安全の確保を図るとともに、絶えず輸送の安全性の向上に努めること。
- (3) 輸送の安全に関する情報を外部に対し積極的に公表すること。

3 輸送の安全に関する基本的な方針は、必要に応じて見直すものとする。

(輸送の安全に関する重点施策)

第5条 前条に規定する輸送の安全に関する方針に基づき、次の各号に掲げる重点施策を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守すること。

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第6条 第4条に掲げる輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定するものとする。

2 目標の設定にあたっては、必要に応じ、市バス事業全体の目標に加え、営業所における目標を設定するものとする。

3 第1項の規定により設定した目標を達成した場合その他必要と認められる場合には、輸送の安全に関する目標を見直すものとする。

(輸送の安全に関する計画)

第7条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、前条に掲げる目標を達成するため、次の各号に掲げる事項を勘案して、輸送の安全に関する計画を作成するものとする。

- (1) 市バス事業における人材、車両、施設等の現状
- (2) 過去の自動車事故の発生状況
- (3) 乗務員の意見

2 前項各号に掲げる事項のほか、過去の計画の実施状況を踏まえ、必要に応じて同項の計画を見直すものとする。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(経営トップの責務)

第8条 交通局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 輸送の安全に関する経営トップの責務は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 運輸安全マネジメントのPDCAサイクルによる継続的な取組みを通じて、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切か否かを絶えず確認し、必要な改善を行うこと。
- (2) 輸送の安全の確保のための予算の確保、輸送安全管理体制の構築その他の必要な措置を講じること。
- (3) 運送法第22条の2第6項の規定に基づく輸送の安全の確保に関する安全統括管理者の意見を尊重すること。

(輸送の安全を確保するための局内の組織)

第9条 交通局長は、関係法令等に基づいて選任した安全統括管理者、運行管理者、整備管理者その他必要な責任者によって、輸送の安全の確保に関する責任ある組織体制を構築するものとする。

2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、所属職員を指導及び監督するものとする。

3 職員は、第1項に定める者の指示を受けるほか、常に、安全性の向上に資する技能等を修得し、安全な運行等に努めるものとする。

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合及び重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図によるものとする。

5 交通局に、運輸安全マネジメントを確実に実施するための輸送安全委員会を設置し、その組織及び運営について必要な事項は別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第10条 交通局長は、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 交通局長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務及び権限)

第11条 運輸規則第47条の4第2号ハに規定する安全統括管理者の責務及び権限に関する事項は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 全職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
 - (5) 輸送の安全に関する内部監査を実施し、交通局長に報告すること。
 - (6) 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関する必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 - (7) 運行管理及び整備管理が適正に行われるよう、運行管理者及び整備管理者を統括管理すること。
 - (8) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
 - (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。
- 2 安全統括管理者が不在の場合には、前項に規定する職務を自動車部安全・サービス課長が代理するものとする。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(運輸安全マネジメントの適確な実施)

- 第12条** 第7条の規定に基づいて作成した輸送の安全に関する計画は、運輸安全マネジメントのP D C Aサイクルによる一連の過程に従い円滑に進め、着実かつ適確に実施するものとする。
- 2 前項に規定する計画の輸送の安全に係る関係法令等の遵守に関する事項のうち、飲酒運転の撲滅に係る事項は「飲酒運転防止対策マニュアル」(平成14年10月10日付け社団法人日本バス協会策定)に基づいて確実な対応を図るものとする。
- 3 輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行うものとする。
- 4 運送法第35条の規定により営業所を管理委託する場合における運輸安全マネジメントの適確な実施について、交通局と受託事業者は緊密に連携し、輸送の安全性の向上に努めるものとする。
- (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第13条 輸送の安全に関する情報について、経営トップと職員との間における双方向の意思疎通が十分に行われるよう意見交換その他の適切な方法により、適時適切に、その内容が局内全体に伝達され、かつ、共有されるようにするものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 職員が経営トップに対して直接報告可能な手段を確保すること、又は輸送の安全に関する情報を報告した者について、不利益な取扱いをしない等の環境を整えること。
 - (2) 職員が輸送の安全を阻害する事態を発見した場合には、直ちに、関係者においてその情報が共有されるとともに、速やかに適切な対処策を講じること。
- 2 輸送の安全に関する情報には、運行路線における事故多発地点等の危険箇所及びヒヤリ・ハットに関する情報、輸送安全機器の活用等事故防止に関する効果的な事例に関する情報等が含まれるものとする。
- (事故、災害等に関する報告連絡体制等)

第14条 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条各号に定める事故、若しくは災害等(輸送の安全を確保するための情報で、車両の不具合、事故等につながるおそれのある潜在的な輸送安全上の課題に関するリスク情報等を含む。)が発生した場合は、速やかに、別に定める報告連絡体制により局内、関係行政機関、事業者等に伝達されるように努めるものとする。

- 2 事故、災害等(以下「事故等」という。)が発生した場合の報告すべき内容は、発生日時、天候、発生場所、事故当時の状況、事故の原因その他の事故等に関する必要な事項とする。
- 3 交通局全体で対応するよう程度若しくは規模の重大な事故等(バスジャック、テロ等の発生により、通常の対応措置では対処できない事故等)が発生した場合に備え、必要に応じて、第1項で定めた要員の責任、権限等を超えて適切かつ柔軟に必要な措置を講じることができるように、その責任者を定め、事故等の応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査、分析等に係る責任、権限等必要な事項を明らかにしておくものとする。この場合において、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 「バスジャック対応マニュアル」(平成13年7月26日付け13川交営第525号)及び公共交通機関等におけるテロ対策の点検及び確認について、緊急時の安全対策の徹底を図るために、関係行政機関、事業者等と緊密な連携を図るとともに、職員に対して周知徹底を図るようにすること。
 - (2) 通常の対応措置では対処できない事故等を対象としていることを勘案し、責任、権限等の具体的な決定や適用にあたっては、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようにすること。
 - (3) 必要な措置を実効的なものとするため、必要に応じ、訓練を計画すること若しくはバス協会等が主催する訓練に参加すること。
 - (4) 重大な事故等の発生時には、事故等発生の速報を関係する要員に伝達するとともに、適宜、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析並びに再発防止策等への取組みについて、組織的に迅速かつ適確な対応を図ること。

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第15条 第6条に規定する輸送の安全に関する目標を達成するため、運輸安全マネジメントにおいて必要となる人材の育成のための教育及び研修は、「旅客自動車運送事業者が、事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)及び「旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じる措置」(平成18年国土交通省告示第1088号)に基づいて、具体的な計画を作成し着実に実施するものとする。

(輸送の安全に関する内部監査)

第16条 運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも年1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施するものとし、この計画及び監査の対象項目、着眼点、報告書等の事務処理要領は別に定めるものとする。

2 重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施するものとする。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第17条 輸送の安全に関して、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条に規定する内部監査の結果、改善すべき事項があった場合又は輸送の安全のために必要と認める場合には、そのために必要な改善に関する方策を検討し、その結果を踏まえ、是正措置又は予防措置を講じるものとする。

2 旅客運送事業者に対する行政処分等の基準(平成14年1月17日付け国自総第412号国土交通省自動車局長通達等)の通則に規定する法令違反(輸送の安全に関する違反により重大事故を引き起こした場合における当該事故を含む。)で、悪質と認められる場合(「違反事実若しくはこれを証するものを隠蔽し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合」、「違反事実又はこれに伴い引き起こした事故が社会的影響のある事項である場合」をいう。)に該当する事由で処分を受けたときは、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じるものとする。

(輸送の安全に関する情報の公表)

第18条 運輸規則第47条の7第1項の規定に基づいて定められた「旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に関する事項」(平成18年9月19日国土交通省告示第1089号)について、毎事業年度の経過後100日以内に、外部に対し公表する。

2 運送法第27条第2項、第31条又は40条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する情報の記録の管理等)

第19条 この規程は、市バス事業における業務の実態に応じ、定期的に若しくは適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正事項又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、川崎市交通局公文書取扱規程(昭和36年交通局規程第4号)に定めるところによる。

(施行の細則)

第20条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、交通局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

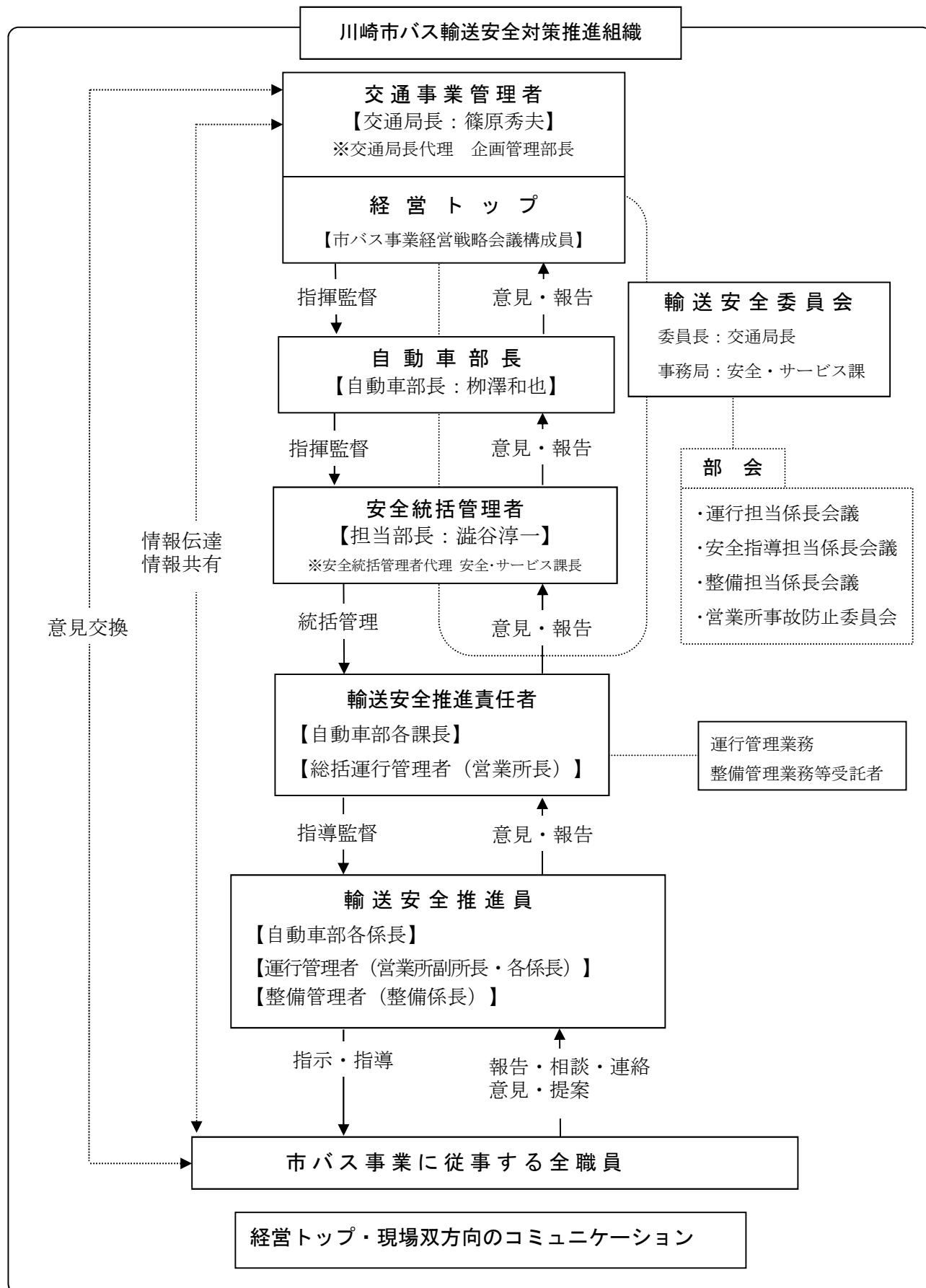
附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

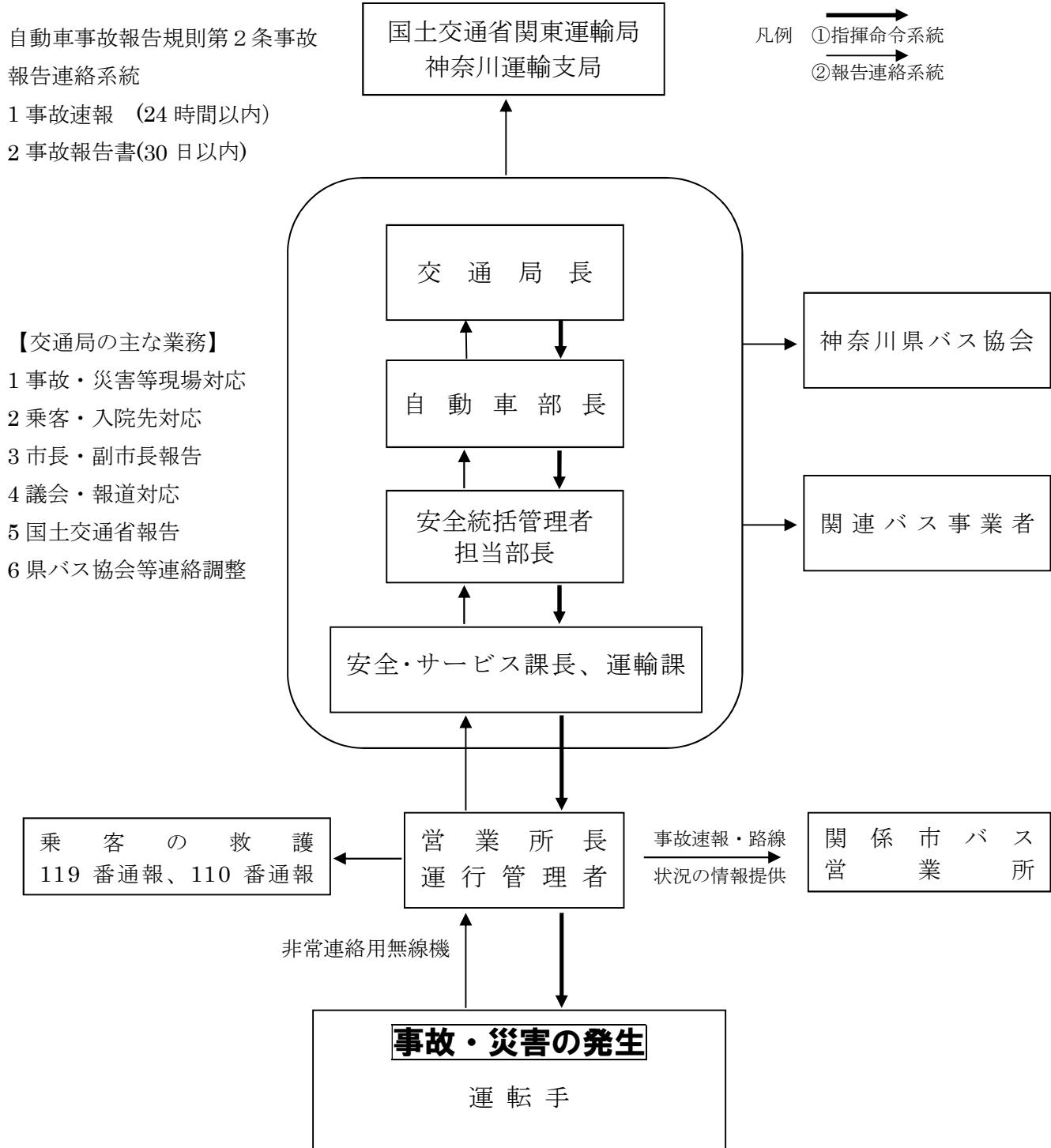
附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等系統



事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統



一般貸切旅客自動車運送事業に係る安全情報について

主たる事務所住所 神奈川県川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

事業者名 川崎市交通局

代表者氏名・役職 篠原 秀夫・交通局長（令和3年4月1日現在）

事業許可 平成16年閏自旅一第1287号

営業区域：神奈川県

届出運賃・料金種別 時間・キロ併用制運賃

担当者 羽田野 真男

連絡先 044-200-3234

加盟バス協会 神奈川県バス協会

○営業所名・住所

名称	住所	自動車車庫箇所数	休憩・仮眠施設箇所数
塩浜営業所	神奈川県川崎市川崎区塩浜2丁目2番1号	1箇所	1箇所
鷺ヶ峰営業所	神奈川県川崎市宮前区菅生ヶ丘41番地1号	1箇所	1箇所
菅生営業所	神奈川県川崎市宮前区大蔵3丁目5番1号	1箇所	1箇所

○保有車両に関する情報（令和3年3月31日現在）

車両数 (両)	年式(年)		ドライブレコーダー搭載車両導入台数 (台)	デジタル式運行記録計搭載車両導入台数 (台)	ASV搭載車両導入台数 (台)	主な運行の態様
	最古	最新				
大型	3	平成19年式	平成23年式	3	0	0 学校・企業等送迎・行事輸送
中型	2	平成26年式	平成26年式	2	0	0 学校・企業等送迎・行事輸送
小型	0					
平均車齢	大型 中型 小型	9年 6年				
任意保険等の加入状況（補償額）	対人保険	無制限		対物保険	500万	

○人員体制に関する情報（令和3年3月31日現在）

運転手	正規(人)	嘱託(人)	派遣(人)	その他(人)	合計(人)
	311	32			343
	社会保険等 加入者(人)	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
運行管理者(人)	35				
整備管理者(人)	27				

○事故件数（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

	管轄区域内
死亡事故件数(件)	0
重症事故件数(件)	0
軽症事故件数(件)	0
物損事故件数(件)	0
事故報告書提出件数(件)	0
健康起因事故件数(件)	0
(参考) 総走行キロ(km)	9,718

『運輸安全マネジメントに関する取組について』

○郵送の安全にかかる情報の伝達体制その他の組織体制

運転手からの報告方法	車載無線機
業務の実施体制の適否	○

○輸送の安全にかかる教育及び研修の実施状況

	年間実施回数
運転手研修	6回
運行管理者研修	1回
整備管理者研修	1回

○輸送の安全にかかる内部監査

	実施の有無	実施回数	対象者	
内部監査	有	2回	交通局長	菅生営業所

監査結果	指摘有無	指摘措置
交通局長	無	—
菅生営業所	無	—

○外部機関による安全性チェックの活用状況に係る情報

貸切バス事業者安全性評価認定	二ツ星
地方バス協会による適正化コンサルティング（直近3年間）	○
民間認定機関における運輸安全マネジメント評価（直近3年間）	×
民間認定機関における運輸安全マネジメント認定セミナー（直近3年間）	○

○運輸安全マネジメントに関する情報

安全管理規定の届出年月日	平成18年12月26日
安全統括管理者氏名・役職	藏品智夫・交通局自動車部長
安全統括管理者選任年月日	令和2年4月1日
安全方針の作成及び公表	有
安全目標の作成及び公表	有
輸送の安全に関する基本的な方針	1ページ参照
輸送の安全に関する目標	3ページ参照
安全管理規定の制定及び国への届出	有